

山形県立寒河江高等学校 教育実習受入要綱

- (1) この要綱は、本校における教育実習生（以下実習生という）の教育実習（以下実習という）の受入について必要な事項を定めるものとする。
- (2) 実習受入期間を次の通りとする。
5月下旬から6月上旬まで（2週間）
ただし、特別な事情により、開始日を同じくして3週間の実習を認めることもある。
- (3) 本校の学校運営及び教育活動に支障をきたさないようにするため、実習生の受入人数は原則として各教科の教員数を上回らないこととする。
- (4) 実習の申し込みは前年度の6月上旬まで、受入決定は前年度7月末までとする。
- (5) 実習を行う年度に、希望教科の教諭が不在の場合（常勤講師または非常勤講師しかいないなど）、承認を取り消す場合がある。
- (6) 校長は実習中に実習生としてふさわしくない行為があった場合は、直ちに実習を中止させることもある。また、実習生が実習中に学校等に損害を与えた場合は、その費用を本人に請求することもある。
- (7) 実習生は実習中に知り得た生徒等の個人情報を実習終了後も他に漏らしてはならない。
- (8) 通勤における実習生の事故については、学校は一切関知しないものとする。
- (9) 実習にかかわる通信費については、実習生が実費負担するものとする。